

令和3年笠間市農業委員会第11回定例総会

〔令和3年11月29日〕

-
- 日程第1 議事録署名人の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 報告第1号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
 - 日程第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第5 報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
 - 日程第6 報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
 - 日程第7 報告第5号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
 - 日程第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第9 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 日程第10 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
 - 日程第11 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 日程第12 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第13 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
 - 日程第14 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

本日の会議に付した事件

-
- 日程第1 議事録署名人の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 報告第1号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
 - 日程第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第5 報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
 - 日程第6 報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
 - 日程第7 報告第5号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
 - 日程第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第9 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 日程第10 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
 - 日程第11 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第12 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

日程第13 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

日程第14 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

出席委員

1番	石川馨君	11番	長谷川愛子君
2番	佐藤正君	12番	高野尚夫君
3番	佐藤均君	13番	藤吉智司君
4番	田山悦子君	14番	込山祐一君
5番	深澤悌二君	15番	稲野邊茂生君
6番	菅谷巧君	16番	山口忠栄君
8番	菅井亘君	17番	埴博光君
9番	國谷博隆君	18番	伊藤孝洋君
10番	柳橋泰君	19番	永田良夫君

欠席委員

7番 吹野健司君

出席説明員

農業委員会事務局長	福嶋猛君
農業委員会事務局長補佐	菊地恵一君
農業委員会事務局係長	廣瀬美和子君

午後 1 時 3 6 分開会

開会の宣告

○議長（永田良夫君） それでは皆さん、改めましてこんにちは。

今日は、午前中にサツマイモ畑に麦をまいてきました。これは、山口委員さんの助言で、東海村とか那珂市のほうは皆さん麦まいてるよというような案を頂きまして、この時期になかなか種がなくて、高野委員さんと吹野委員さんに提供していただきました。本当にありがとうございました。多分来年は、友部地区、いいサツマイモができると思います。期待してください。

それでは始めたいと思います。令和 3 年第 11 回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員 18 名、よって、笠間市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第 1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定により、12 番高野尚夫委員、並びに 13 番藤吉智司委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

報告第 1 号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第 3、報告第 1 号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について、番号の 1 について、議席番号 1 番、6 番委員より報告願います。

○6 番（菅谷 巧君） 番号 1 につきまして、調査の結果を報告いたします。

届出人とは電話で確認し、11月27日午前中、指名調査委員と現場責任者立会いの上、現

地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

届出地は、常磐自動車道と涸沼川が交わったところより、200メートルほど下流のところでありました。届出地は、かねてより台風等の大雨のたびに、法面が崩れ、日ごとに悪化しており、今後、下流の水田への影響を及ぼすおそれがあるため、早急の修復工事が必要とのことです。この工事に当たり、進入道路として民地に工事用道路を設置するための除外届であります。なお、4名の地権者よりは委任状も添付されております。

許可相当と見てまいりましたので、御報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2について、議席番号3番、13番委員より報告願います。

○3番（佐藤 均君） 番号2につきまして、調査の結果を報告いたします。

11月27日午後に、指名調査委員2名と農地所有者立会いの上、現地を見てまいりました。事業者については、事前に電話で確認をいたしました。申請目的は、議案書に記載のとおりです。

場所は、旧岩間小学校第一分校の西側、約200メートルほどのところです。携帯電話用のアンテナを立てるために、梅畑の西側に境界より約1.2メートルほど内側に、1メートル四方の用地を使用するものです。権利の設定は賃貸借であります。制限除外の根拠条項は、農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条14号になります。

アンテナの建設において、周りの農地への影響はないものと判断してきましたので、報告をいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第1号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第4、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、3ページになります。

番号1は、農地中間管理事業を利用するため合意を解約するものです。

番号2は、売買のため合意を解約するものです。この件に関しましては、農地法第3条の許可申請が出されております。

番号3、4は、売買のため合意を解約するものです。

番号5は、耕作をやめるため合意を解約するものです。

番号6、7は、地権者の都合により合意を解約するものです。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第5、報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、4ページになります。

番号1は、水戸地方法務局から令和3年10月26日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しまして、令和3年11月1日月曜日午前11時から、御覧の調査委員と事務局で調査をいたしました。

場所は、国道50号線の石井の交差点から筑西方面に進み、笠間稲荷神社大鳥居の信号を右折し、JA常陸笠間支店裏側の旧国道50号線を約530メートル進んだところの左側にありました。現地の状況ですが、令和2年3月に農地法第5条の許可を受けており、太陽光発電施設の敷地となっていたことから、水戸地方法務局へは11月4日付で非農地と報告いたしました。

番号2は、水戸地方法務局から令和3年10月11日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和3年10月18日月曜日午後5時から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、国道355号線を石岡方面へ進み、マस्या酒店の信号を右折し、西に約360メートル進んだ十字路を右折した先にあるサービスつき高齢者向け住宅、いわゆるグループホームの、いわまの郷から北へ約140メートル進んだところの左側にありました。現地の状況ですが、堆肥製造施設敷地となっていたことから、水戸地方法務局へは10月20日付で非農地と報告いたしました。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第6、報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について、番号の1について、議席番号3番、13番委員より調査説明を願います。

○3番（佐藤 均君） 番号1につきまして、調査の結果を報告いたします。

11月27日午後に、指名調査委員全員と届出人立会いの下、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等については、議案書に記載のとおりです。届出事由は、低地解消であります。

場所は、羽梨山神社北側、約200メートルほどのところで、桜川と随光寺川の河川土砂撤去工事で発生する土を使用するという事です。この届出地は、この後報告いたしますが、今年前半に同様の工事で田畑転換を行っておりましたが、まだ道路よりかなり低いので、また今回、改良を行いたいということでした。

この改良によって周辺に及ぼす影響ではありますが、水路、農道等には一切手を加えないため、周辺農地へ及ぼす影響はないものと見てまいりました。そのほか関係書類についても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2について、議席番号10番、16番委員より調査説明を願います。

○10番（柳橋 泰君） 番号2につきまして、調査の結果を御報告いたします。

11月24日に、調査委員2名により、届出人の夫の立会いの上、現地調査を行いました。

届出地は、イトキン脇の国道355号線バイパスと県道上吉影線の十字路から堅倉方面に向かい80メートルぐらい行った左側で、宅地の隣接地です。本案件の事由は、昨年総会に付された農地改良協議の土地の未改良部分について、引き続き畑地が低くて滞水するため、湿地解消するというものです。埋立て用の土は、笠間市随分附・鯉淵地内の市の道路改良工事から発生する建設残土です。盛土等の関係書類は整っています。

盛土は、地表を従前より70センチメートル高くするもので、さきを実施した改良部分と同じ高さとするものです。その面積は1,900平米で、3,000平方メートル以下です。隣接地への影響は特にないものと考えられます。現在は保全管理状態ですが、埋立て後は湿地解消により、ショウガの増反が計画されています。

以上の調査結果から、農地改良することには問題ないと判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第4号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第5号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第7、報告第5号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号3番、13番委員より調査説明を願います。

○3番（佐藤 均君） 番号1につきまして、調査の結果を報告いたします。

11月27日午後に、指名調査委員全員と届出人立会いの上、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等については、議案書に記載のとおりです。

届出地においては、届出どおり改良行為が完了していることを確認してまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第5号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを終わります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号11番、18番委員より調査説明を願います。

○11番（長谷川愛子君） 番号1につきまして、調査報告をいたします。

20日、指名調査委員全員と代理人立会いの下、現地を調査しました。なお、譲渡人は御高齢のため、譲受人は都合により、電話にて確認いたしました。申請人、申請地等におきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間市石井地区にあるグループホームケアハウスかさまの裏、約100メートルの一面となっております。譲受人、譲渡人は、親族関係に当たります。御高齢で耕作が困難のため譲渡するとのこと。取得後はソバを作付計画となっております。

機械、労働力、技術等につきましても適正と認められます。そのほか関係書類も完備されております。許可相当と判断されますので、御審議いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2について、議席番号8番、17番委員より調査説明を願います。

○8番（菅井 亘君） 番号2について、調査結果を報告いたします。

11月20日、指名調査委員2名と申請人、代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、50号線才木交差点から県道日立笠間線を北に6キロぐらい入った、大橋地内岡の宿というところの涸沼川沿いでございます。譲受人は、高齢であります。農業経営拡大を図るという目的でございます。なお、譲渡人は、相続財産ということで、裁判所か

ら依頼された事業で譲り渡すことになりました。

なお、この地目は、33人の共有地で持分の一部を譲り受けるということです。

農業の経営は、現在、家族により経営を行っておりますが、農機具等は一式そろっております。繁忙時の作業は、委託をされております。そのほか譲受人に関しては問題ないと思います。許可相当と判断いたします。よろしく審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3について、議席番号1番、6番委員より調査説明を願います。

○1番（石川 馨君） 番号3番につきまして、調査の結果を報告いたします。

11月27日に、調査委員2名にて現地を調査してまいりました。関係者につきましては、電話にて確認をしております。申請人、申請地につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、南小泉にある日石ガソリンスタンドより西へ200メートルほど入った、下加賀田集落の中ほどにありました。申請理由につきましては、貸していた水田が返されてしまい、自分では耕作ができないため、規模拡大を図る譲受人に売買にて所有権の移転をするものであります。

労力、機械、技術等には問題なく、取得後、稲作を計画しておりますので、耕作を目的とした売買であります。許可相当と思われますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

続きまして、番号の4について、議席番号4番、5番委員より調査説明を願います。

○5番（深澤悌二君） 番号4について、調査の結果を説明いたします。

11月24日に、指名調査委員2名と譲受人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、柿橋公民館から北へ約100メートル付近です。譲渡人は、申請地を山林として相続したが、管理を依頼していた親戚が野菜畑として利用してきた。高齢のため管理が困難となったため、耕作放棄地とならないよう夫の兄に贈与するとしております。譲受人は、取得後は露地野菜を作付するとしております。

農業機械等も保有しており、経営に問題はないものと思います。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の5について、議席番号7番、9番委員より調査説明を願います。

○9番（國谷博隆君） ナンバー5につきまして説明いたします。

11月21日8時30分より、指名調査委員、申請人、代理人立会いの上、現地調査を行いま

した。申請人、申請地等は、議案書のとおりです。

申請場所は、国道50号線上市原郵便局より北へ500メートルくらい入った畑地です。場所は、譲受人の宅地下、北側道路の下で、南側が水田です。譲渡人は高齢であり、作付ができないので、譲受人に贈与をするということでございます。受人は、既に農業をして機械等も整っており、野菜を作付するという予定でいるそうでございます。

関係書類も整っており、許可相当と認めますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

続きまして、番号の6、7について、議席番号10番、16番委員より調査説明を願います。

○16番（山口忠栄君） 調査番号6番につきまして、調査結果を御報告いたします。

11月24日に、指名調査委員と受人及び渡人の依頼人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線を石岡方面に向かい、柴山タイヤのところの丁字路を右に曲がり、50メートル行ったところの左側の土地でございます。受人の目的は、耕作を便利にするためです。渡人の理由は、耕作が困難なため、相手の要望によるということです。

農業従事者は3人おりました。経営に見合った農機具も保有しております。申請地の主たる作物は水稻です。地理的条件から見て、効率的な耕作ができると判断しております。日照、通風、水利、土壌については良好と思えます。権利関係については贈与することに間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、調査番号7番につきまして、調査結果を御報告いたします。

11月24日に、指名調査委員と受人依頼人及び渡人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、岩間第一東宝ランド地内の幹線道路の十字路から、平地内に向かって200メートル行ったところの丁字路を左に30メートル行ったところの右側の土地でございます。受人の目的は、農業経営の規模拡大です。渡人の理由は、耕作が困難のため相手の要望によるということです。

農業従事者は2人おります。経営に見合った農機具も保有しております。申請地の主たる作物は粟でございます。地理的条件から見て、効率的な耕作ができると判断します。日照、通風、水利については良好と思えます。権利関係については、売買することに間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の8、9について、議席番号12番、14番委員より調査説明を願います。

○12番（高野尚夫君） まず、番号8について、調査結果を報告いたします。

11月26日午前8時50分より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道茨城岩間線の長谷川自動車道を南に500メートルくらい行ったところの高台にありました。譲受人の申請理由は、経営規模拡大による経営の安定です。譲渡人は、高齢で労力不足のためということです。取得後の申請地の利用計画は、栗を作付する計画です。

この申請については、耕作を目的とした売買による所有権の移転であり、機械、労働力、技術等についても適正と認められます。関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号9について、調査の結果を報告いたします。

11月26日午前9時10分より、指名調査委員2名と譲受人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、岩間工業団地内エコセンター笠間ウエストリバイブの北側にありました。譲受人の申請事由は、経営規模拡大でございます。譲渡人は、高齢で管理耕作が困難のためということです。取得後の申請地の利用計画は、引き続き栗を栽培する計画です。

この申請については、耕作を目的とした売買による所有権の移転であり、機械、労働力、技術等についても適正と認められます。関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） ここで、事務局から補足説明を願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 番号の1から9につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

○議長（永田良夫君） 日程第9、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業

計画変更申請についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号1番、6番委員より調査説明を願います。

○1番（石川 馨君） 番号1番につきまして、調査の結果を報告いたします。

11月27日に、調査委員2名にて現地を調査してまいりました。関係者につきましては、電話にて確認をしております。申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、友部中学校より南へ150メートルほどの辺りであります。建売住宅地として計画しておりましたが、コロナの影響を受け販売数が伸びないため、転用事業を継承者に一任することとあります。関係書類も完備されており、許可相当と思われますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2、3について、議席番号4番、5番委員より調査説明を願います。

○5番（深澤悌二君） 番号2から3について説明いたします。

番号2について、調査の結果を説明いたします。

11月24日に、指名調査委員2名と代理人立会いの下で、現地を調査してまいりました。

この案件については、令和3年7月21日付で建て売り住宅として5条許可をした案件です。今回、建築条件付き売買予定地に変更したいとしております。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、友部中学校プール脇から大沢方面に向かって左側です。建売住宅を計画していたが、他社からの要望もあり、販売協力を計画して、今回、建築条件付き売買予定地に変更するとしております。工事完了を令和3年12月20日から令和4年1月31日に変更するものです。分譲計画については、令和6年2月頃までに販売することができないと判断した場合、販売できなかった残余の土地に自ら住宅を建設するとしております。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続いて、番号3について、調査の結果を説明いたします。

11月24日に、指名調査委員2名と代理人立会いの下で、現地を調査してまいりました。

この案件については、令和3年9月6日付で建売住宅として5条許可をした案件です。今回、建築条件付き売買予定地に変更したいとしております。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、旭崎集落センター付近です。建売住宅を計画していたが、他社からの要望もあり、販売協力を計画して、今回、建築条件付き売買予定地に変更するとしております。工事完了を令和3年12月20日から令和4年1月31日に変更するものです。分譲計画については、令和6年3月頃までに販売することができないと判断した場合、販売できなかった残余の土地に自ら住宅を建設するとしております。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願について

○議長（永田良夫君） 日程第10、議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号4番、5番委員より調査説明を願います。

○5番（深澤悌二君） 番号1について、調査の結果を説明いたします。

11月24日に、指名調査委員2名と申請人の代理人立会いの下で、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、友部中学校体育館付近から大沢方面に至る道路を300メートル向かった付近です。7月の委員会で許可をした建売住宅の開発行為箇所への工事用通路の一時転用の取消し申請です。

取消しの理由は、工事用通路として許可をしていただいた場所付近にお墓があり、お墓の所有者より、工事用道路の位置の変更を要望されたとしております。取消し後は別ルートで申請するとしており、今総会議案第4号の5条の番号8での申請となります。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第11、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1、2について、議席番号11番、18番委員より調査説明を願います。

○11番（長谷川愛子君） 番号1につきまして、調査の報告をいたします。

11月20日、指名調査委員全員と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間市工芸の丘北駐車場、道路を挟んだすぐ近くとなっております。譲受人の申請理由は、建売住宅3棟を建設予定となっております。譲渡人は休耕中のため、相手の要望に応じるとのことです。権利移転の内容は売買、資金面から見ても実現性は認められます。

隣接地の農作物への影響はございません。また、給水は市の上水道、排水につきましては、汚水、雑排水が合併処理浄化槽、雨水は宅地内浸水です。盛土をする計画もございません。そのほか関係書類も完備しております。許可相当と判断されますので、御審議いただきますようお願いいたします。

続きまして、番号2につきまして、調査の報告をいたします。

同じく20日、指名調査委員全員と譲受人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間市石井地区、片庭川のすぐ近くとなっております。譲受人は、申請理由としまして、自己住宅建設予定です。譲渡人は、休耕中のため相手の要望に応じるとのことです。権利移転の内容は売買、資金面から見ても実現性は認められます。

隣接地の農作物への影響はございません。給水は市の上水道、排水につきましては、汚水、雑排水が合併処理浄化槽、雨水は宅地内浸水です。盛土をする計画もございません。そのほか関係書類も完備されております。許可相当と判断されますので、御審議いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3について、議席番号8番、17番委員より調査説明を願います。

○17番（塙 博光君） 番号3につきまして、調査の結果を報告いたします。

11月20日、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。届出

人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。届出理由は使用貸借です。

場所は、国道50号線金井信号を七会方面へ1キロほど入った左側のところでした。転用の詳細ですが、譲受人は、現在、実家暮らしをしています。結婚を機に自己用住宅を建て妻と一緒に生活していきたいと考え、転用を希望しますとのこと。父である譲渡人は、了解したとのこと。

隣接状況ですが、東側道路、南側畑、西側水路、北側道路ということで、周囲への影響はありません。取水計画は、上水道より取水、排水計画は、汚水、雑排水につきましては合併処理浄化槽にて処理後、敷地内浸透処理、雨水は敷地内浸透処理とのこと。そのほか関係書類につきましても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の4について、議席番号2番、15番委員より調査説明を願います。

○15番（稲野邊茂生君） 番号4につきまして、調査の結果を説明いたします。

11月20日に、指名調査委員2名と譲受人立会いの上、現地を調査してまいりました。譲渡人につきましては、電話で確認をいたしております。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

譲受人の申請理由は、現在、奥さんの実家に住んでおりますが、ちょっと部屋の形も昔の造りのため、居住的に今風の形の住宅に住みたいということで今回の申請になっております。

場所につきましては、笠間西インターの出口から、道路を挟んで真っすぐ田上方面へ向かってちょうど200メートルくらい、坂の下り切ったところでございます。以前、農振地域ということで除外申請の意見集約がありまして、除外が認められて、今回住宅を建てるということでの申請になっております。

周りにつきましては、南側道路で住宅がありまして、北、西、周りを道路に挟まれている場所です。水は上水道、そして汚水につきましては合併浄化槽にて処理、雨水については自然浸透ということでございます。関係書類等につきましても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上であります。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の5から7について、議席番号1番、6番委員より調査説明を願います。

○1番（石川 馨君） 番号5番から7番につきまして、報告をいたします。

まず、5番につきまして報告をいたします。

11月27日に、調査委員2名にて現地を調査してまいりました。関係者につきましては、電話で確認をしております。申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

場所は、計画変更でありました1のところであります。計画変更1の継承者が、転用地確保のための売買であります。現状は、住宅地の中ほどにあり、ススキなどが生い茂る環境の悪い状態であるため、転用は仕方がないかなと見てまいりました。関係書類についても完備されており、許可相当と思われまますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、6番、報告いたします。

同じく11月27日に、調査委員2名にて調査を行いました。確認は代理人にしております。申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

場所は、いこいの家「はなさか」入り口より東側、常磐線の脇であります。現状は、分筆がなされており、杭が打たれておりました。申請理由につきましては、子供が生まれ、アパート住まいが手狭になったため、自己住宅建設用地の確保であります。

隣接状況は、耕作がなされておらず、作物等には影響ありません。取水は公共水道より、雨水は敷地内浸透であります。汚水は、合併浄化槽にて処理後、側溝に放流であります。

また、7番につきましては、この住宅地の進入路であります。

6番、7番とも関係書類も添付されており、許可相当であると見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の8から13について、議席番号4番、5番委員より調査説明を願います。

○5番（深澤悌二君） 番号8について、調査の結果を説明いたします。

11月24日に、指名調査委員2名と申請人の代理人立会いの下で現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、友部中学校体育館付近から大沢方面に至る道路を300メートル向かった付近です。7月の委員会で許可をした建売住宅の開発行為箇所への工事用通路の一時転用について、位置を変え、改めて申請するものです。

申請の理由は、開発行為による工事用通路として利用したいためとしております。契約の内容は使用貸借です。一時転用の期間は令和3年8月1日より令和4年1月31日までです。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 4番。

○4番（田山悦子君） 番号9から13につきまして、調査の結果を御説明いたします。

まず9番ですが、11月24日、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、友部駅北口より直線距離で400メートルほどのところになります。譲受人の申請事由は、子供が大きくなり、小中学校、また駅に近いところを探していて、当該地を紹介されたとしております。譲渡人の申請事由は、譲渡人からの申出に応えるものとしてお

ります。権利移転の内容は売買で、資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、東側宅地、南側墓地、西側道路、北側畑となっておりますが、特に問題はないものと見てまいりました。なお、この北側の畑は、この後の10番で説明します申請地となっております。取水、排水計画につきましては、給水は公共上水道を利用し、汚水、雑排水は公共下水道へ、また雨水につきましては敷地内浸透処理としております。このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号10につきまして、調査の結果を御説明いたします。

同じく11月24日、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、9番で御説明しました隣接地となります。譲受人の申請事由は、市内の賃貸住宅に居住していますが、子供が生まれ手狭になり、環境もよく、小中学校、駅に近いなど利便性に優れている当該地を購入したいためとのことです。譲渡人の申請事由は、譲渡人からの申出に答えたいとしております。権利移転の内容は売買で、資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、東側が宅地、西側が道路、北側、南側が畑となっておりますが、影響はないものと見てまいりました。なお、南側の畑は、前の9番で御説明しました申請地となります。取水、排水計画につきましては、給水は公共上水道を利用し、汚水、雑排水は公共下水道へ、また雨水につきましては敷地内浸透処理としております。このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。

次に、番号11につきまして、調査の結果を御説明いたします。

11月24日、指名調査委員2名と譲渡人の息子さん立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、宮前の交差点を北山公園方面に200メートルほど進んだ左手となります。譲受人の申請事由は、婚姻により今の借家では手狭になり、静かな環境で駅にも近いなどから、当該地に自己住宅を建てたいとしております。譲渡人の申請事由は、孫娘夫婦が家を建てたいとしているため、所有権を移し、地目を宅地に変えたいとしております。権利移転の内容は贈与で、資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、東側が宅地、西側、北側が市道で、南側は畑となっておりますが、譲渡人所有のもので何ら問題はないものと見てまいりました。取水、排水計画ですが、給水は本管より新規取り出しとし、汚水、雑排水は公共下水道本管に接続するとし、雨水は敷地内浸透処理としております。このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。

引き続きまして、番号12につきまして、調査の結果を御説明いたします。

11月24日、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。申請人につきましては、11月20日、確認の電話をしております。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、旭民間交番のある交差点を南へ100メートルほどのところになります。譲受人の申請事由は、市内の家族所有の住宅に妻、子供と暮らしていますが、子供の成長とともに手狭になり、現在の住まいとの距離も近いことなどから、当該地に自己住宅を建てたいとしております。譲渡人の申請事由は、譲受人の要望により譲り渡したいとしております。権利移転の内容は売買で、資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、東側、南側、西側が道路で、北側が宅地となっており、何ら問題はないものと見てまいりました。取水、排水計画ですが、給水は公共上水道を利用し、汚水、雑排水は公共下水道へ接続するとし、雨水は敷地内浸透処理としております。このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。

引き続きまして、番号13につきまして、調査の結果を御説明いたします。

11月24日、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、シャンブルなどのファッションモール付近の県道が交わる杉崎友部線側に面したところになります。譲受人の申請事由は、県道に面した用途地域内にあり、形状も分譲地として適している上、学校、公共施設、店舗などが付近に多く、今後ますます宅地需要が高まることが見込まれるためとしております。譲渡人の申請事由は、現在、共有者のほとんどが笠間市に居住していないことにより、農地の管理が困難であることから、譲渡することにしたとしております。権利移転の内容は売買で、資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、東側が宅地、西側が県道、南側、北側が畑となっておりますが、隣接地、耕作地への影響はないものと見てまいりました。取水、排水計画ですが、給水は公共上水道を利用し、汚水、雑排水は公共下水道へ接続するとし、雨水は雨水浸透トレンチにより敷地内浸透処理としております。このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の14、15について、議席番号10番、16番委員より調査説明を願います。

○10番（柳橋 泰君） 番号14について、調査の結果を説明いたします。

11月24日に、調査委員2名により、譲渡人及び代理人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりで、権利関係は贈与です。

申請地は、JR岩間駅から西に直線距離で700メートル、国道355号線を石岡方面に向かって、川崎屋酒店を右に曲がり、250メートル進んだところで、道路を挟んで、美容室の斜

め向かいの土地です。譲受人の申請理由は、駐車場のスペースが手狭になったため、兄より贈与していただき、駐車場用地として活用したく申請するというものです。譲渡人の申請理由は、譲受人の要望に応えるというものです。

取水、排水の計画はなく、雨水は砕石敷きならしの敷地内浸透で、隣接地境界にはブロックを設置し、土砂の流出防止を図る計画です。東側道路、南側畑、西側宅地、北側道路で、日照等の周囲への影響は問題ないものと判断いたしました。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 16番。

○16番（山口忠栄君） 調査番号15番につきまして、調査結果を御報告いたします。

11月24日に、指名調査委員と受人及び渡人の依頼人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、笠間市岩間運動広場、旧岩間第一中学校に接続する南側の道路に接続する南側の土地です。受人の事由は、自己住宅建設です。渡人の事由は、相手の要望によるものです。

取水は公共水道、雑排水については合併浄化槽処理です。計画面積は、形状、配置等から判断し、必要最小限の面積と考えます。雨水については敷地内浸透です。隣接地への日照、通風、騒音については、ないと判断いたします。権利関係については、売買することに間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の16について、議席番号3番、13番委員より調査説明を願います。

○13番（藤吉智司君） 調査番号16番について、調査結果を御報告いたします。

申請人、申請地は、議案書記載のとおりです。11月27日、指名調査委員2名と借人立会いの上、現地調査を行いました。貸人は、現在、柏に在住で、遠方でもあり、11月22日、電話で確認しております。

申請地は、355号線上郷入り口から西に入って約3.9キロメートル、集落の一番奥の住宅の道路と反対側の耕作放棄地、91平方メートルです。借人は、住宅を改装し、レストランを営んでおります。駐車場が不足となったため、駐車場の設置を希望しました。貸人は、この借人に住宅も貸しており、申請地の駐車場としての賃借希望に応じたものです。

雨水は敷地内浸透です。既に砕石を敷いて整備済みとなっております。権利関係は使用貸借です。周辺の農地に対する影響はなく、小規模でもあり、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の17から19について、議席番号12番、14番委員より調査説明を願います。

○12番（高野尚夫君） 番号17から19について、調査の結果を御報告いたします。

まず、番号17について、11月26日午前8時30分より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地の場所は、国道355号土師のセブンイレブンの信号の南側の200メートルくらい行ったところの高台にありました。原因は売買による所有権の移転です。譲受人の申請事由は、永住確保のため取得したいということです。譲渡人は、高齢のため、娘さんの住んでいる取手市に住み替えるためということです。

隣接地への日照、通風、耕作等への影響はないと見てきました。隣接状況は、東側宅地と畑、南側が畑、西側畑。取水、排水計画はありません。雨水は敷地内浸透です。関係書類も完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号18について、調査の結果を報告いたします。

11月26日9時30分より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道石岡城里線の株式会社栃雪の南側にありました。原因は賃貸借の設定です。賃借人の事由は、セブンイレブンの配送をしていますが、事業拡大により駐車場を新設するという事です。賃貸人の事由は、賃借人の要望に応え、有効利用してもらうということです。

隣接地への日照、通風、耕作等への影響は、砂利敷き駐車場であるため、影響はないと見てまいりました。隣接状況は、東側道路、南側道路、西側山林、北側雑種地です。取水はなし、排水は敷地内浸透です。関係書類も完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号19について、調査の結果を報告いたします。

11月26日午前10時より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、岩間インターチェンジを茨城町方面へ向かい、ローソンの手前50メートルを右へ入り、50メートル程進んだ左側にありました。原因は売買による所有権の移転です。譲受人の事由は、太陽光発電により事業の安定を図りたいです。譲渡人の理由は、休耕中であり、相手方の要望に応じることです。

隣接地へ影響は、東側と北側は休耕地、西側道路、南側が太陽光発電であるので、影響はないと見てきました。取水はありません。雨水は敷地内浸透処理です。関係書類も完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 番号の3、4及び11につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の13、14及び15につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

ここで、暫時休憩といたします。2時50分再開といたします。

午後2時42分休憩

午後2時50分再開

○議長（永田良夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

9番國谷委員、退席しました。

〔9番 國谷博隆君退場〕

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第12、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菊地恵一君） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、16ページになります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、新規では、田2筆2,039平方メートル、畑は

ございません。再設定は、田15筆2万394平方メートル、畑4筆3,148平方メートル。合計21筆2万5,581平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書17、18ページの農用地利用集積内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第13、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菊地恵一君） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、19ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、新規では、田39筆8万153平方メートル、畑5筆2万5,239平方メートル、再設定は、田、畑ともございません。合計44筆10万5,392平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書21ページの農用地利用集積（農地中間管理事業、一括方式）内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号は原案どおり決定されました。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第14、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菊地恵一君） 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、22ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、新規、再設定では、田、畑ともございません。変更につきましては、田3筆5,210平方メートル、畑9筆9,222平方メートル、合計12筆1万4,432平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書23ページの農用地利用配分計画案の内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利

用配分計画案の意見聴取についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号は原案どおり決定されました。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和3年第11回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時57分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

12番 委 員

13番 委 員